

「居宅介護及び重度訪問介護サービス」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護及び重度訪問介護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	3
4. 営業時間.....	3
5. 職員の体制.....	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
7. サービスの利用に関する留意事項.....	7
8. サービス実施の記録について.....	8
9. 事故発生時の対応方法.....	8
10. 虐待の防止について.....	8
11. 損害賠償保険への加入.....	8
12. 苦情等の受付について.....	8
13. 守秘義務及び個人情報の保護.....	9

(事業所名)

みどりヘルパーステーション

当事業所は青森市の指定を受けています。

(指定 第 0210101283)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 緑鷗会
所 在 地	青森県青森市大字羽白字沢田 48-2
電話番号	0 1 7 - 7 6 3 - 3 0 9 1
代表者氏名	嶋田 亘
設立年月	平成 11 年 3 月 30 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所 平成 23 年 11 月 1 日指定 青森市 0210101283 号
事業の目的	この事業を行う居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所は、 利用者が、必要になった場合において食事、身体の清潔の保 持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な援助を行うこ とにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その 有する能力に応じ自立した健全で安らかな日常生活を営むこ とができるように支援することを目的とする。
事業所の名称	みどりヘルパーステーション
事業所の所在地 及び電話番号	青森県青森市大字羽白字沢田 5 5 番地 5 電話 0 1 7 - 7 5 2 - 8 7 9 0
管理者氏名	高橋 宏明 (兼任)
事業所の運営方 針について	(1) 指定居宅介護及び重度訪問介護の提供にあたっては居 宅介護計画及び重度訪問介護計画に基づき、利用者が 日常生活を営むのに必要な援助を行う。 (2) 指定居宅介護及び重度訪問介護の提供にあたっては、 親切、丁寧に行う事を旨とし、利用者またはその家族 に対し、サービスの提供方法について、理解しやすい ように説明を行う。 (3) 指定居宅介護及び重度訪問介護の提供にあたっては、 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサ ービスの提供をおこなう。 (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の 把握に努め利用者又は家族に対し、適切な相談及び助 言を行う。
開設年月	平成 23 年 11 月 1 日
事業所が行なっ ている他の業務	指定訪問介護 平成 23 年 10 月 1 日指定 総合支援事業 平成 30 年 4 月 1 日指定

3.事業実施地域

青森市 ・ 蓬田村

4. 営業時間

営 業 日	年中無休
受付時間	月～日 7時30分～17時30分
サービス提供時間帯	6時 ～ 22時

5. 職員の体制

主な職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	職務の内容
事業所長（管理者）兼 サービス提供責任者	1		介護従業者及び業務の管理
			利用調整・技術指導・入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる介助
居宅介護従事者	1	14	
(1) 介護福祉士	1 (管理者兼務含む)	7	入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる介助
(2) 実務者研修		3	
(3) ヘルパー2級		3	
(4) 准看護師		1	

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護及び重度訪問介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）「居宅介護計画及び重度訪問介護計画」とサービス内容（契約書第３条・第４条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画及び重度訪問介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画及び重度訪問介護計画」は、市町村が決定した居宅介護及び重度訪問介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画及び重度訪問介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

居宅介護

居宅介護において、入浴、排泄及び食事等の介護、洗濯及び掃除など家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

ア) 身体介護（入浴や排泄、食事などの援助を行います。）

※ 医療行為はいたしません。

イ) 家事援助（調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

ウ) 通院等乗降介助（乗車・降車の介助を行い病院の受付や薬の受取等を行うサービスです）

その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし生活上のご相談や助言を行います。

重度訪問介護

エ) 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

(2) . 利用料金（居宅介護）

所要時間	ア・身体介護 (居宅における)	イ・通院等介助 (身体介護を伴う)	所要時間	ウ・家事援助
30 分未満	256 円	256 円	30 分未満	106 円
30 分以上～1 時間未満	404 円	404 円	30 分以上～45 分 未満	153 円
1 時間以上～1 時間 30 分未満	587 円	587 円	45 分 以 上 ～ 1 時間未満	197 円
1 時間 30 分以上～2 時間未満	669 円	669 円	1 時 間 以 上 ～ 1 時間 15 分未満	239 円
2 時間以上～2 時間 30 分未満	754 円	754 円	1 時間 15 分以上 ～1 時間 30 分未 満	275 円
2 時間 30 分以上～3 時間未満	837 円	83 円	1 時間 30 分以上 ～ (301 円に 15 分 増すごとに)	+35 円
3 時間以上～ (894 円に 30 分増すごとに)	+83 円	+83 円		

(重度訪問介護)

1 時間未満	1 8 6 円
1 時間以上～1 時間 3 0 分未満	2 7 7 円
1 時間 3 0 分以上～2 時間未満	3 6 9 円
2 時間以上～2 時間 3 0 分未満	4 6 1 円
2 時間 3 0 分以上～3 時間未満	5 5 3 円
3 時間以上～3 時間 3 0 分未満	6 4 4 円
3 時間 3 0 分以上～4 時間未満	7 3 6 円
4 時間以上～8 時間未満	8 2 1 円に 3 0 分増すごとに + 8 5 円
8 時間以上～1 2 時間未満	1, 5 0 5 円に 3 0 分増すごとに + 8 5 円
1 2 時間以上～1 6 時間未満	2, 1 8 4 円に 3 0 分増すごとに + 8 1 円
1 6 時間以上～2 0 時間未満	2, 8 3 4 円に 3 0 分増すごとに + 8 6 円
2 0 時間以上～2 4 時間未満	3, 5 2 0 円に 3 0 分増すごとに + 8 0 円

加算

- ① 初回料金設定の基本となる加算・・・200 円/月 新規に居宅介護計画及び重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した居宅介護及び重度訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら居宅介護及び重度訪問介護を行う場合、又は他の従業者が居宅介護及び重度訪問介護を行う際に同行訪問した場合
- ② 緊急時対応加算・・・100 円/回 サービス提供責任者が居宅介護計画及び重度訪問介護計画を作成した利用者又はその家族からの要請を受け、事業所の従業者が訪問することになっていなかった利用者に対して、緊急にサービスを提供した場合（月 2 回を限度とする）
- ③ 夜間・早朝加算（午後 6 時～午後 10 時、午前 6 時～午前 8 時）・・・利用料金×1.25
- ④ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ・・・居宅介護 利用料金の 44.6%
・・・重度訪問介護 利用料金の 37.2%
- ⑤ 特定事業所加算（Ⅰ）・・・居宅介護 利用料金の 20%
特定事業所加算（Ⅱ）・・・重度訪問介護 利用料金の 10%
※訪問の為に交通費・・・無料
※キャンセル料・・・無料（早めに連絡いただけますようお願いいたします）
- ⑥ 特別地域加算・・・居宅介護・重度訪問介護 利用料金の 15%

(3) 利用者負担額（契約書第 5 条参照）

上記サービスの利用に対しては、介護給付費が支給されます。介護給付費は、本事業所が代理受領いたしますので、利用者からの受給者証の内容に基づき

利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じ市町村が決定する額（利用者負担額）をお支払いいただきます。

＜2 人のホームヘルパーにより訪問を行った場合＞

1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと 2 人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2 倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

介護給付費対象のサービスの利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の負担額は変わることがあります。本事業所が代理受領を行った介護給付費額は、利用者に通知します。

<償還払い>

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

（４）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第５条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに１ヶ月ごとにお支払いいただきます。）
- ② 「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関の交通費のほか入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

（５）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第５条参照）

前記（３）及び（４）の①の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月に口座振替又は現金でお支払いください。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

（６）利用者の中止、変更、追加（契約書第６条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画及び重度訪問介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- ② 利用予定日の前日や、利用当日に申し出があった場合の取消料はいただきません。（但し利用者の体調不良等やむをえない場合）
- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスできないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

（７）実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその２ヶ月前までにご説明いたします。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

☆サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

☆利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

☆サービスは、「居宅介護計画及び重度訪問介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

☆サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

☆訪問時に、利用者の体調等の理由により居宅介護計画及び重度訪問介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（介護において利用者の同意を得て利用者と一 緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |
|--|

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及び重度訪問介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条・第15条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 事故発生時の対応方法（契約書第9条及び10条参照）

(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに契約者に対して損害を賠償します。但し、契約者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

(4) 事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。

10. 虐待の防止について（契約書第11条参照）

本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 高橋 宏明

虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告します。

11. 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険名 損害賠償保険

補償の概要 当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合

12. 苦情等の受付について（契約書第16条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に

関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

1. お客様相談係＜苦情受付窓口＞ 担当 : 高橋 宏明

電話 0 1 7 - 7 5 2 - 8 7 9 0 受付時間 7 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

2. 第三者委員受付 社団法人 白鷗会

電話 0 1 7 - 7 8 8 - 6 6 8 8 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

(2) 行政機関その他苦情受付機関

青森県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地	青森市中央 3 - 2 0 - 3 0
	電話番号	0 1 7 - 7 3 1 - 3 0 3 9
	F A X	0 1 7 - 7 3 1 - 3 0 9 8
青森市福祉部 障がい者支援課	所在地	青森市新町一丁目 3 - 7
	電話番号	0 1 7 - 7 3 4 - 5 3 2 7
	F A X	0 1 7 - 7 3 4 - 5 3 2 9

13. 守秘義務及び個人情報の保護

(1) 事業者および事業者が使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由もなく第三者に漏らしません。

(2) 事業者は、サービス従業者が退職後、在職中知り得た契約者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

(4) 事業者は、サービス担当者会議等においては、利用者及びご家族の情報を必要に応じて提供することがありますので同意をお願いします。

居宅介護及び重度訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書及び 重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業所 青森県青森市大字羽白字沢田55番地5
所在地
代表者 社会福祉法人緑鷗会 (印)
理事長 嶋田 亘

説 明 者 氏 名 (印)

私は、契約書および本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護及び重度訪問介護サービスの提供開始について同意いたしました。

契 約 者 (利用者または代理人)

住所

氏名 印

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記の場合により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

- （１）居宅介護サービスの提供を受けるにあたり、医療保険サービス若しくは福祉サービスを提供する事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- （２）上記（１）以外の他、保険医療サービス若しくは福祉サービスを提供する事業者との連絡調整のために必要な場合。
- （３）現に居宅介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調を崩し又はケガ等で病院へ行った時、医師又は看護師に説明をする場合。

2. 個人情報を提供する事業所

- （１）保険医療サービス若しくは福祉サービスを提供する事業所
- （２）病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することになった場合）

3. 使用する期間

居宅介護サービスの提供を受けている期間

4. 使用する条件（介護サービス事業者の債務）

- （１）個人情報の利用にあたっては、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等その経過を記録すること。

以上

令和 年 月 日

みどりヘルパーステーション 殿

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

利用者の家族 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞